

令和5年5月19日

青森市政記者会 様

青森市福祉部指導監査課長
青森市福祉部障がい者支援課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者に係る指定の一部の効力停止について

このことについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり、指定障害福祉サービス事業者に係る指定の
一部を効力を停止したのでお知らせします。

記

- 1 事業者の名称
一般社団法人青森福祉会（代表理事 金澤 近子）
- 2 内容
別添のとおり

【問合せ先】

※処分に関すること

青森市福祉部指導監査課

担当：課長 田村 電話：017-734-5159

※給付費の返還に関すること

青森市福祉部障がい者支援課

担当：課長 竹谷 電話：017-734-5311

指定障害福祉サービス事業者に係る指定の一部の効力停止について

1 処分対象事業者

名 称：一般社団法人青森福祉会
所 在 地：青森市勝田2丁目7番3号
代表者の職・氏名：代表理事 金澤 近子

2 対象事業所の名称等

事業所の名称：就労継続支援事業所A型・B型 てんてん
所 在 地：青森市勝田2丁目7番3号
サービスの種類：就労継続支援A型、就労継続支援B型
指 定 年 月 日：令和4年4月1日

3 処分の内容

指定障害福祉サービス事業者に係る指定の一部の効力停止（新規利用者の受入れの停止）
効力停止期間：令和5年5月20日から令和5年11月19日まで（6ヶ月）

4 処分決定年月日

令和5年5月19日

5 処分の理由及び根拠となる法令の条項

【処分の理由】

○不正の手段による指定

一般社団法人青森福祉会は、本市に対して指定障害福祉サービス事業者の指定申請を行う際に、法人役員が欠格事由該当者であったにもかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号に規定する欠格事由に該当しないという事実とは異なる誓約書を添付した上で指定申請を行い、指定を受けた。

【根拠法令】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第8号
（不正の手段により同法第29条第1項の指定を受けたとき）

6 返還額

不正の手段による指定により、本来給付できなかった訓練等給付費を受給していたことから、指定日（令和4年4月1日）から欠格事由が解消された日の前日（令和5年3月3日）までの訓練等給付費8,773,675円については、全額返還させる。